# 重要事項説明書

(介護予防) 訪問看護ステーション みえるか あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからない こと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例 116 号)の規定に基づき、指定介護予防看護介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

# 1 指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

| 事業者名称                     | 株式会社 eyes on you  |
|---------------------------|---|
| 代表者氏名                     | 代表取締役 福井 あや   |
| 本 社 所 在 地<br>(連絡先及び電話番号等) | 大阪府茨木市南春日丘一丁目 1 番 24 号 202 号室<br>電話: 072-665-6147 FAX: 072-665-6148 |
| 法人設立年月日                   | 令和3年5月13日   |

#### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

| 事業所名称              | 訪問看護ステーション みえるか                                 |
|--------------------|---|
| 介護保険指定事業所番号        | 2764290611 号                                    |
| 事業所所在地             | 大阪府茨木市南春日丘一丁目 1番 24 号エキスポ NAVI 202 号室           |
| 連 絡 先<br>相談担当者名    | 電話:072-665-6147 FAX:072-665-6148<br>(管理者) 福井 あや |
| 事業所の通常の<br>事業の実施地域 | 茨木市、吹田市、箕面市                                     |

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

| 事業の目的 | 利用者に対し、その主治の医師から交付された文書による指示及び訪問<br>看護計画書に基づき、その心身機能の維持回復を行うことを目的といた<br>します。 |
|-------|--|
| 運営の方針 | 可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものといたします。         |

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間(サービス提供可能な日と時間帯)

| 営 | 営 業 日   |  | 日 | 月曜日〜金曜日<br>※但し国民の祝日に関する法律に規定する休日、および 12 月 30 日~1<br>月 3 日を除く。 |
|---|---------|--|---|---|
| 営 | 営 業 時 間 |  | 間 | 9 時 30 分~17 時 30 分  |

# (4) 事業所の職員体制

| 管理者   所長 福井 あや (看護師) |
|----------------------|
|----------------------|

| 職                      | 職務内容  | 人員数              |
|------------------------|---|------------------|
| 管理者                    | <ul><li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li><li>2 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li></ul>  | 常 勤 1名           |
| 看護職員のうち主として計画作成等の従事する者 | 1 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく介護予防訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ介護予防訪問看護計画を交付します。 4 指定介護予防訪問看護計画を交付します。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。 | 常 勤 2名<br>非常勤 2名 |
| 看護職員<br>(保健師·看護師)      | <ul><li>1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。</li><li>2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。</li></ul>  | 常 勤 2名<br>非常勤 2名 |
| 事務職員                   | 1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。  | 非常勤 1名           |

# 3 提供するサービスの内容及び費用について

# (1) 提供するサービスの内容について

| サービス区分と種類   | サービスの内容                        |  |  |  |
|-------------|--------------------------------|--|--|--|
|             | 主治の医師の指示並びに利用者に係る介護予防支援事業者が作   |  |  |  |
| 介護予防訪問看護計画の | 成した介護予防サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意 |  |  |  |
| 作成          | 向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体 |  |  |  |
|             | 的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画を作成します。  |  |  |  |
|             | 介護予防訪問看護計画に基づき、介護予防訪問看護を提供します。 |  |  |  |
|             | 具体的な介護予防訪問看護の内容                |  |  |  |
| 人業マ吐き明美業の担併 | 1. 病状・障害の観察と判断・健康管理            |  |  |  |
| 介護予防訪問看護の提供 | 2. 食事・清潔・排泄の支援・水分や栄養管理         |  |  |  |
|             | 3. リハビリ・日常生活動作の訓練              |  |  |  |
|             | 4. 医療的なケア                      |  |  |  |

- 5. 薬の飲み方と管理
- 6. 療養生活や看護・介護方法に関する相談・助言
- 7. 家族の悩みの相談
- 8. かかりつけの医師との連絡と調整

#### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

#### (2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額

\*介護保険を適用(利用者の負担額が1割)の場合を記載しています。負担額が2割の場合、利用者負担額は2倍になります。

| サービス提押制数                         | 20 分   | ·未満        | 30 分未満 |            | 30 分以上<br>1 時間未満 |            | 1 時間以上<br>1 時間 30 分未満 |            |
|----------------------------------|--------|------------|--------|------------|------------------|------------|-----------------------|------------|
| サービス提典制帯                         | 利用料    | 利用者<br>負担額 | 利用料    | 利用者<br>負担額 | 利用料              | 利用者<br>負担額 | 利用料                   | 利用者<br>負担額 |
| 昼間<br>  (上段: 看鰤による場合             | 3,100円 | 310円       | 4,630円 | 463円       | 8,140円           | 814円       | 11,170円               | 1,117円     |
| 下段:准電響による場合                      | 2,790円 | 279円       | 4,170円 | 417円       | 7,330円           | 733円       | 10,050円               | 1,005円     |
| 早朝•夜間                            | 3,880円 | 388円       | 5,790円 | 579円       | 10,180円          | 1,018円     | 13,960円               | 1,396円     |
| (上段: 看鑵町こよる場合)<br>下段: 准看鑵町こよる場合) | 3,490円 | 349円       | 5,210円 | 521円       | 9,160円           | 916円       | 12,560円               | 1,256円     |
| 深夜                               | 4,650円 | 465円       | 6,950円 | 695円       | 12,210円          | 1,221円     | 16,760円               | 1,676円     |
| (上段:看護師による場合下段:准看護師による場合)        | 4,190円 | 419円       | 6,260円 | 626円       | 11,000円          | 1,100円     | 15,080円               | 1,508円     |

# 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合

| サービス提典部数 | 1日に2回  | までの場合  | 1日に2回を起 | 望えて行 <b>う</b> 場合 |
|----------|--------|--------|---------|------------------|
| サービス提料部帯 | 利用料    | 利用者負担額 | 利用料     | 利用者 負担額          |
| 昼間       | 3,020円 | 302円   | 2,720円  | 272円             |
| 早朝•夜間    | 3,780円 | 378円   | 3,400円  | 340円             |
| 深夜       | 4,530円 | 453 円  | 4,080円  | 408円             |

| 提供時間帯名 | 早朝     | 夜間        | 深夜        |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 時間帯    | 午前6時から | 午後6時から    | 午後 10 時から |
| 時間帯    | 午前8時まで | 午後 10 時まで | 午前6時まで    |

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は、100分の50に相当する単位が加算されます。

#### \*加算

| 加算                                       | 利用料              | 利用者   | 算定回数等        |
|--|------------------|-------|--------------|
| 緊 急 時 訪 問 看 護 加 算<br>( 訪 看 ス テ ー シ ョ ン ) | 5,400円           | 540円  | 1月に1回        |
| 特別管理加算(I)                                | 5,000円           | 500円  | 1月に1回        |
| 特別管理加算(Ⅱ)                                | 2,500円           | 250円  |              |
| 初 回 加 算                                  | 3,000円           | 300円  | 初回のみ         |
| 退院時共同指導加算                                | 6,000円           | 600円  | 1回当たり        |
| 看 護 体 制 強 化 加 算                          | 3,000円           | 300円  | 1月に1回        |
| 複数名訪問看護加算                                | 2,540円           | 254円  | 1回当たり(30分未満) |
| 後  | 4,020円           | 402円  | 1回当たり(30分以上) |
| 長 時 間 訪 問 看 護 加 算                        | 3,000円           | 300円  | 1回当たり        |
| 中山間地域等における小規模事業所加算                       | 所定単位数の<br>10/100 | 左記の1割 | 1回当たり        |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算                   | 所定単位数の<br>5/100  | 左記の1割 | 1回当たり        |
| サービス提供体制強化加算                             | 60円              | 6円    | 1回当たり        |

- ※ 緊急時介護予防訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要 に応じて行う旨説明し、同意を得た場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。)に対して、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ※ 特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(II)は②~⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。
- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加 算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院・退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定 訪問看護を行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 複数名介護予防訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師 又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に介護予防 訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による介護予防訪問看護 が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間介護予防訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える介護予防訪問看護を行った場合、介護予防訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 中山間地域等における小規模事業所加算は、サービスを提供する介護予防訪問看護事業 所が次の地域にあり、1月当たりの延訪問回数(前年の平均延訪問回数)が5回以下の事業 所である場合に、利用者の同意を得て加算します。なお、当該加算の算定は、緊急時介護 予防訪問看護加算、特別管理加算を除いた所定単位数に加算します。
- ・中山間地域等:千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢) ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者 に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防訪問看護を行った場合に加算します。 なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収し ません。また、当該加算の算定は、緊急時介護予防訪問看護加算、特別管理加算を除いた 所定単位数に加算します。
- ・中山間地域等:千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢) ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た介護予防訪問看護事業所が、利用者に対し、介護予防訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の介護予防訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。
  - ・同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び 同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言い ます。
  - ・同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。
  - (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額

をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護予防サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

#### 4 その他の費用について

| 1  | 交通費 | 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。<br>なお、自動車を使用した場合は、事業所から片道5キロメートル未満<br>0円、片道5キロメートル以上300円を請求いたします。 |                            |  |  |
|--|-----|---|----------------------------|--|--|
| ② キャンセル料                                   |     |   |                            |  |  |
|  |     | 12 時間前までにご連絡のない場合   | 1提供当りの料金の 60%を請求い<br>たします。 |  |  |
| ※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。 |     |   |                            |  |  |

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

| ① 利用料、利用者負担額<br>(介護保険を適用する<br>場合)、その他の費用の<br>請求方法等                       | ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。<br>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月〇日までに利用者あてお届け(郵送)します。  |
|--|---|
| <ul><li>② 利用料、利用者負担額<br/>(介護保険を適用する<br/>場合)、その他の費用の<br/>支払い方法等</li></ul> | ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者<br>控えと内容を照合のうえ、請求月の△日までに、下記のいず<br>れかの方法によりお支払い下さい。<br>(ア)事業者指定口座への振り込み<br>(イ)利用者指定口座からの自動振替<br>(ウ)現金支払い<br>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、<br>領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いし<br>ます。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあり<br>ます。) |

- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促 から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分を お支払いいただくことがあります。
- 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

| 利用者のご事情により、担当する | ア 相談担当者氏名 (氏名)         |
|-----------------|------------------------|
| 介護予防訪問看護員の変更を希望 | イ 連絡先電話番号 (電話番号)       |
| される場合は、右のご相談担当者 | 同ファックス番号 n(ファックス番号)    |
| までご相談ください。      | ウ 受付日及び受付時間 (受付曜日と時間帯) |
|                 |                        |

※ 担当する看護職員しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当 事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承くださ い。

#### 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画(ケアプラン)」に基づき、主治の医師の指示や利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「介護予防訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「介護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「介護予防訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「介護予防訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

#### 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 (管理者) 福井 あや

- (2) 虐待の防止のための指針虐待を整備するとともに、虐待の防止のための対策を検討する 委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (6) 介護相談員を受入れます。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

# 9 秘密の保持と個人情報の保護について

|             | ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関 |
|-------------|-------------------------------|
|             | する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者  |
|             | における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を  |
|             | 遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。        |
|             | ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。) |
| ① 利用者及びその家族 | は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘  |
| に関する秘密の保持に  | 密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。         |
| ついて         | ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了 |
|             | した後においても継続します。                |
|             | ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の |
|             | 秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくな  |
|             | った後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との  |
|             | 雇用契約の内容とします。                  |
|             | ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービ |
|             | ス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。ま  |
|             | た、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得  |
|             | ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を  |
|             | 用いません。                        |
|             | ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる |
| ③ 個人情報の保護に  | 記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、 |
| ついて         | 善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者  |
|             | への漏洩を防止するものとします。              |
|             | ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてそ |
|             | の内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加ま  |
|             | たは削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的  |
|             | の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に  |
|             | 際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)  |

#### 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡 します。

#### 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者(地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

| 【市町村(保険者)の窓口】<br>茨木市 健康医療部 長寿介護課 | 所在地 茨木市駅前三丁目8番13号<br>電話番号072-620-1639 ファックス番号072-622-5950<br>受付時間8:45~17:15(土日祝除く) |
|----------------------------------|--|
| 【家族等緊急連絡先】                       | 氏名 (続柄)<br>住所<br>電話番号  |

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

| 保険会社名 | 社団法人 全国訪問看護事業協会          |  |
|-------|--------------------------|--|
| 保険名   | 訪問看護事業者賠償責任保険            |  |
| 保障の概要 | サービス利用中の事故に対し損害保険適用いたします |  |

#### 12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 13 心身の状況の把握

指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者 会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福 祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 14 介護予防支援事業者等との連携

- ① 指定介護予防訪問看護の提供に当り、介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防訪問看護計画」の写しを利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

#### 15 サービス提供の記録

- ① 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を 請求することができます。

#### 16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 17 指定介護予防訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

| (1) | 介護予防訪問看護計画を作成する者 |
|-----|------------------|
| (I) | 介護で防動向有護計画を作成する有 |

| 氏 名           | (連絡先: |
|---------------|-------|
| $\mathcal{L}$ |       |

(2) 提供予定の指定介護予防訪問看護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

| 曜日  | 訪問時間帯                    | サービス内容 | 介護保険<br>適用の有無 | 利用料 | 利用者<br>負担額 |
|-----|--------------------------|--------|---------------|-----|------------|
| 月   |                          |        |               | 円   | 田          |
| 火   |                          |        |               | Ħ   | H          |
| 水   |                          |        |               | Ħ   | H          |
| 木   |                          |        |               | Ħ   | 円          |
| 金   |                          |        |               | 円   | 円          |
| 土   |                          |        |               | 円   | 円          |
| B   |                          |        |               | 田   | 円          |
| 1週出 | 1週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額 |        |               | 円   | 円          |

#### (3) その他の費用

| ①交通費の有無  | 重要事項説明書4一①記載のとおりです。 |
|----------|---------------------|
| ③ キャンセル料 | 重要事項説明書4-②記載のとおりです。 |

(4) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の 費用の合計)の目安

| お支払い額の目安 | 約 | 円 |
|----------|---|---|
|----------|---|---|

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。
- 18 サービス提供に関する相談、苦情について
  - (1) 苦情処理の体制及び手順
    - ア 提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
    - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
    - 〇 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
    - 管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行う。
    - 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。

○ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

# (2) 苦情申立の窓口

| 【事業者の窓口】<br>訪問看護ステーションみえるか<br>管理者:福井 あや | 所在地:大阪府茨木市南春日丘一丁目1番24号202<br>号室<br>電話番号:072-665-6147<br>受付時間:月曜日~金曜日(9:30~17:30)<br>但し祝日・年末年始を除く |
|---|--|
| 【市町村(保険者)の窓口】<br>*自治体により異なります*          | 所 在 地<br>電話番号<br>受付時間  |
| 【公的団体の窓口】<br>大阪府国民健康保険団体連合会             | 所在地:大阪府大阪市中央区常盤町 1-3-8<br>電話番号:06-6949-5418<br>受付時間:月曜日~金曜日(9:00~17:00)                          |

# 14 重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例116号)」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

| 事業者 | 所 在 地   |   |
|-----|---------|---|
|     | 法人名     |   |
|     | 代 表 者 名 | 印 |
|     | 事 業 所 名 |   |
|     | 説明者氏名   | 印 |

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

| 利用者          | 住 所 |   |
|--------------|-----|---|
| 利用伯          | 氏 名 | 印 |
| <b>/</b> 华丽【 | 住 所 |   |
| 代理人          | 氏 名 | 印 |